

社会科学博物館学芸員と古文書資料

後藤重巳

周知の如く博物館は法令によって、「歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養・調査研究・レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定義されている。

近代教育における大きな特徴は、いわゆる「社会教育」の充実であり、とりわけ第2次大戦後の新教育方針のもっとも強く志向するところであった。

20世紀前半期までの我が国の社会教育は、西欧諸国に比して極めて大きな立ち遅れがあり、博物館施設においては、特にその格差はひどい状態にあった。

昭和26年の博物館法の制定以降、法令による保護と規制のもとに、全国各地で各種の博物館の開設・整備が進められ、特に昭和30年代後半からの「新全総」に基づく全国的な開発事業による遺跡発掘、加えて史上空前の歴史ブームは、歴史博物館設立を、「雨後の筍」の表現で可能なほどの盛況にした。

ところで、柳田国男の提唱によって生まれ、発展した日本民俗学は、これも戦後に更に発展し、今日の民俗学・民俗研究の盛況という現状を創り出した。

以上述べた如き、様々な状況を基盤として、昨今、とみに目立ち始めたのが、「〇〇歴史民俗資料館」と銘うった施設の誕生である。

歴史的資料と、民俗的資料とを収集・展示す

る施設を意味するものであり、貴重な歴史遺産を保存・展示する点では、地域社会に大きく貢献し、その文化活動として持つ意義は、決して小さくはない。

博物館における学芸員の職務は、博物館法第4条第4項に規定される如く「博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」ものであり、博物館の機能と活動とは、一に学芸員の肩にかかっている。

博物館には、法令によって学芸員を置くことが義務づけられているが、従って、この学芸員の志向如何によって、展示資料の選別・展示法に大きな特色を持つことは、当然の理であろう。

一方、博物館には、その設定の目的によって、自然科学分野に重点を置く場合、社会科学分野に重点を置く場合など、様々な種別があり、更には考古資料・民俗資料・絵画美術品のみに、極めて限定されたジャンルの資料収集・展示を目的として開設されるものもある。

従って、必ずしも、博物的な総合博物館施設としての性格を、一概に要求することは当を得たものではあるまい。

しかしながら、中央都市部における設立目的意識の明確な博物館施設はとも角として、地方市町村において、近時さかんに設立されつつある、いわゆる「歴史民俗資料館」としての博物館施設にあっての資料展示の現状には、若干の問題がなくもない。この点が、私の大きく憂慮するところなのである。

地方博物館施設における資料の収集・展示活動では、考古・民俗資料に殆んどウエイトが置かれる傾向が顕著である。これに反して、歴史文書資料に対する扱いの配慮が、いかにも欠如しているという現実を睥視しなければなるまい。それには、それ相当の理由があるが、その理由については後述することにする。

学校教育法と対比される社会教育の分野で、法令的に保護・規制をうけるものには、博物館に関するもののほかに図書館法・青年学級振興法・スポーツ振興法・文化財保護法・ユネスコ活動に関する法律などがあるが、これらはともに、その目的とするところは、人々が社会生活をするために、社会の現状を認識することであり、そのために、基礎となる歴史性を認知させることにある。

とすれば、その手段としては可能な限り、現存的資料や、歴史的資料が提供されなければなるまい。

さて、歴史研究のための代表的資料としては、考古資料・民俗資料と並んで古文書資料がある。

周知の如く、古文書は、年号・紙質・書体やその内容から、絶対年代を定めるに極めて重要な位置を占める資料である。

本来古文書学は西欧にあって訴訟事件における証拠物件として重要な位置にあったものが、明治23年に日本に持ち込まれて発達したのが、日本古文書学であった。その後、日本にあっての古文書学はいちじるしい発展をとげた。

我国における記録とその内容の保存及び歴史研究の利用を、国家的立場のもとで刊行したものが、『大日本古文書』であり、『大日本史料』の刊行計画であった。しかし、これらの大事業も中央的な古文書・古記録や、有名寺社などに所蔵される文書類を主体としたものでしかなか

った。第2次世界大戦後、歴史研究にあっては、「地方史」への注目が始まり、いわゆる「地方文書」への関心が急速に進むことになった。

歴史の研究が、従来の公権力の解明から、一般大衆史への着目に移った結果、当然のことながら、地方民衆の手になる地方文書の研究は不可欠な条件になって来たが、そうしたすうせいにもかかわらず、今日、急速にふえ続けている各地での歴史民俗資料館などの施設における地方文書の収集・展示・研究の状態は如何であろうか。

今日では、極く限られた地域において、「文書館」の設立や、地方公共図書館において、郷土資料の部分作業として、地方文書の収集・保管作業は行なわれているとはいえ、各地における歴史民俗資料館などの施設にあっては、地方文書資料の扱いは、先述の如く、考古・民俗資料のかげにかくれて、その影さえ見失ない兼ねない状況下にあることは疑うべくもない。その原因には、学芸員の文書・文献資料に対する関心の低さが、大きなブレーキとなっていることは、否定できない事実ではあるまいか。

いや、学芸員ばかりでなく、今日の社会教育活動の一翼をになう図書館に、設置が義務づけられている専門職員である司書及び司書補の古文書資料に対する認識と研習活動の不足も、また責められて然るべきであろう。

一部の学芸員や、司書などによって、地方文書の収集・整理・研究が細々と維持されている現状の中において、郷土史家や、一部の好事家の手によって、地方文書の研究が進められていることが、せめてもの救いではあるまいか。

例えば、考古遺物や民俗資料（民具）などは、そこには、所詮「物」としての価値しかない。勿論それを創出し、使用した技術は、「物」

を観察することによってある程度再現する事は可能である。

ただ問題は、人々の永い生活の伝統に支えられて発展して来た技術に加えて、それを支えた思考様式、それを見失ったのでは「人の歴史」を考える場合には、大きな片手落ちとなる。

すべてとは云わないが、近時各地で濫発される地方市町村史における考古・民俗部門における記述がいかに関掘報告書であるか、いかに調査報告書であるかを見ても、知られるところであろう。

古文書資料は、勿論、これを記述するには大きな動機があることは事実である。従って、それに盛り込まれた内容には、充分検討されなければならない問題点も少なくない。そのために「古文書学」が存在するのであるが、ともあれ、「古文書」は、「表現」の分野において極めて内容に富むものである。

民俗資料の在俗性と考古資料の珍奇性とは、展示資料としては確かに効果的である。この在俗性は、観衆に親近さを持たせ、珍奇性はまさに珍らしさを覚えさせる。施設における展示効果としては、まさに万点の効果を発揮するものといえよう。

反して、古文書資料には、確かに上記の如き直接性がない。その古文書が、例えば源義経の書であったり、豊臣秀吉の書であったりするならば、そこには、その人物や歴史性に対する興味から、異様な関心が生ずるとはいえ、名もない一般民衆の手になる地方文書には、そのような魅力は少ない。

ましてや、文字文化の退化しつつある現在においてやである。

問題は、いやしくも「社会教育」の充実をめざして、創設され、活動するための「博物館施設」が、単なる「珍古館」や「珍品堂」であっ

てはならないということである。

勿論、考古資料・民俗資料を駆使し、絶対年代の比定に比較的強い文書・文献資料の併用によって、生活史のより鮮明化を試みる必要があるであろう。

先述した如く、勿論、博物館施設の中には、自然科学博物館をはじめ、様々なジャンルがある。

従って、そこには、文書・文献資料の活用の場合にも自ら差違があることは当然である。

歴史研究を志す者が、古文書資料学をマスターすることは課せられた至上命令であり、歴史民俗資料館など、社会科学博物館の学芸員たる者が、古文書資料を扱いきれないようであっては、まさにナンセンスでしかない。

今日、各地方に開設される歴史民俗資料館において、地方文書などの収集作業はとも角として、まずは、その利用研究に著しい立遅れが目立つのは、学芸員にその価値に対する認識がなく、それを処理し得る基礎的能力が欠如しているからにほかなるまい。

一部のこの種の博物館施設を除けば、文献文書資料を疎外視する現状が顕著にみられる傾向が強い。

学門の分野が、それぞれ細分化した今日、民俗学・考古学・古文書学などは、確かに独立した学問の如き傾向が強い。

しかし、これらは、ともに歴史研究のための補助科学としての性格をもつものであり、歴史博物館は、総合科学としての歴史研究の、社会教育への窓口であるとすれば、その偏りのない展示・教育活動が要求されなければならない。

歴史民俗博物館施設の学芸員、及びこれを目指す者は、この意味からすれば、実力ある古文書学者であり、その理解者であってほしいものと思う。